



様式第9号(第19条関係)

野環第108号  
令和7年3月7日

住所 彦根市南川瀬町771番地  
氏名 株式会社 杉本商事  
代表取締役 珍道 直人 様

野洲市長 櫻本 直樹



一般廃棄物処理業許可書

令和7年2月5日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、条件を付けて下記のとおり許可します。

記

営業所の所在地及び名称	野洲市西河原2499番地1 株式会社 杉本商事 野洲営業所
取扱廃棄物の名称	粗大ごみを除く事業系一般廃棄物（生ごみ、紙くず、木くず、刈草）
業種	収集運搬業
許可期間	令和7年(2025年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日
許可番号	野洲市 第13号
処理料金	野洲市手数料条例に定める一般廃棄物搬入手数料
営業の区域	野洲市内全域
許可の条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、野洲市廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例、その他関係法令等を遵守すること。 (2) 収集時には、排出者が記した事業系一般廃棄物搬入確認票を受け取り、施設搬入時係員に提出すること。 (3) 搬入する一般廃棄物は、許可取り扱い品目に限定することとし、野洲市の指定袋で納入すること。また、搬入し際には係員の指示に従うこと。 (4) 収集運搬業に関する毎月の業務実績を、翌月の10日までに一般廃棄物処理業実績報告書により報告すること。 (5) 許可車両は、別に定める。 (6) その他市長の指示に従うこと。